第七条　条約の濫用の防止

1　対象租税協定のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、当該対象租税協定に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが当該対象租税協定の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得又は財産については、当該特典は、与えられない。

2　1の規定は、仕組み若しくは取引若しくは仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的若しくは主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであった場合に当該特典の全部若しくは一部を与えないことを規定する当該対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。

3　15(a)の規定に基づく留保を付さない締約国は、対象租税協定について4の規定を適用することを選択することができる。

4　仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであった場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に基づいてある者に対して当該対象租税協定に基づく特典が与えられない場合においても、当該特典を与える当事国の権限のある当局は、その者からの要請に基づいて、かつ、関連する事実及び状況を検討した上で、当該仕組み又は取引がなかったとしたならばその者に対して当該特典が与えられたと判断するときは、その者を特定の所得又は財産について当該特典又は当該特典と異なる特典を受ける権利を有する者として取り扱う。一方の当事国の居住者からこの4の規定に基づく要請を受けた他方の当事国の権限のある当局は、当該要請を拒否する前に、当該一方の当事国の権限のある当局と協議する。

5　4の規定は、仕組み若しくは取引又は仕組み若しくは取引に関与する者の主たる目的又は主たる目的の一つが対象租税協定に基づいて与えられる特典を得ることであった場合に当該特典の全部又は一部を与えないことを規定する当該対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）について、適用する。

6　締約国は、17(c)に規定する通告を行うことにより、対象租税協定について8から13までの規定（以下「簡素化された特典制限規定」という。）を適用することを選択することができる。簡素化された特典制限規定は、全ての当事国がこれを適用することを選択した場合に限り、対象租税協定について適用する。

7　対象租税協定の当事国の一部のみが6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択する場合には、6の規定にかかわらず、簡素化された特典制限規定は、次のいずれかの当事国による当該対象租税協定に基づく特典の付与について、適用する。

(a)　全ての当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(a)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのように適用することについて合意する場合に限る。）

(b)　簡素化された特典制限規定を適用することを選択する当事国（6の規定に従い簡素化された特典制限規定を適用することを選択しない全ての当事国が、この(b)の規定を適用することを選択し、かつ、その旨を寄託者に通告することにより簡素化された特典制限規定をそのように適用することについて合意する場合に限る。）

8　対象租税協定の一方の当事国の居住者は、当該対象租税協定に基づく特典が与えられる時において9に規定する適格者に該当する場合を除くほか、当該特典（当該対象租税協定の次の規定に基づく特典を除く。）を受ける権利を有しない。ただし、当該特典を受けることに関して、簡素化された特典制限規定に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(a)　一方の当事国の居住者を定義する当該対象租税協定の規定によって二以上の当事国の居住者に該当する者で個人以外のものが居住者とみなされる当事国を決定する規定

(b)　関連企業の利得に対して一方の当事国において課される租税の額について、当該一方の当事国が、当該対象租税協定の規定に従って他方の当事国によって行われる当初の調整に対応するための調整を当該一方の当事国の企業に対して行うことを規定する規定

(c)　一方の当事国の居住者が、当該一方の当事国の権限のある当局に対して、当該対象租税協定の規定に適合しない課税の事案を検討することを要請することを認める規定

9　対象租税協定の一方の当事国の居住者は、当該対象租税協定に基づいて特典が与えられる時において、次のいずれかに該当する場合には、適格者とする。

(a)　個人

(b)　当該一方の当事国若しくは当該一方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体又はこれらの機関

(c)　法人その他の団体（その主たる種類の株式が一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d)　個人以外の者であって、次のいずれかに該当するもの

(i)　当事国が外交上の公文の交換によって合意する種類の非営利団体

(ii)　(i)　当該一方の当事国において設立される団体又は仕組みであって、当該一方の当事国の租税に関する法令の下において独立した者として取り扱われ、かつ、次のいずれかに該当するもの

(A)　専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的又は付随的な手当を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の当事国又は当該一方の当事国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの

(B)　専ら又は主として、(A)に規定する団体又は仕組みの利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

(e)　個人以外の者（当該一方の当事国の居住者である者であって、(a)から(d)までの規定に基づき当該対象租税協定に基づく特典を受ける権利を有するものが、当該特典が与えられる時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、当該個人以外の者の株式の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

10　(a)　対象租税協定の一方の当事国の居住者は、適格者に該当するか否かにかかわらず、他方の当事国内において取得する所得に関し、当該居住者が当該一方の当事国内において事業の活動に従事し、かつ、当該所得が当該事業から生じ、又は当該事業に付随するものである場合には、当該対象租税協定に基づく特典を受ける権利を有する。簡素化された特典制限規定の適用上、「事業の活動」には、次の活動又は次の活動を組み合わせた活動を含まない。

(i)　持株会社としての経営

(ii)　企業集団の全体の監督及び運営

(iii)　企業集団の資金供給（資金プーリングを含む。）

(iv)　投資又は投資管理（銀行、保険会社又は登録された証券会社が投資又は投資管理をその事業の通常の方法で行う場合を除く。）

(b)　対象租税協定の一方の当事国の居住者が、他方の当事国内において当該居住者が行う事業活動から所得を取得する場合又は関連する者から他方の当事国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の当事国内において行う当該所得に関連する事業活動が、当該居住者又は当該関連する者が当該他方の当事国内において行う同一の活動又は補完的な事業活動との関係において実質的なものであるときに限り、当該所得につき(a)に規定する要件を満たすものとする。この(b)の規定の適用上、事業活動が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。

(c)　この10の規定の適用上、対象租税協定の一方の当事国の居住者に関して関連する者が行う活動は、当該居住者が行うものとみなす。

11　対象租税協定の一方の当事国の居住者であって適格者に該当しないものは、当該対象租税協定に基づく特典が与えられる時を含む十二箇月の期間の総日数の半数以上の日において、同等受益者である者が当該居住者の受益に関する持分の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有する場合には、所得について当該特典を受ける権利を有する。